

第 25 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成19年9月14日(金)

会場：第2特別会議室

時間：15:00～16:37

議 事 次 第

1. 開 会

2. 農村振興局長あいさつ

3. 議 題

(1) 中山間地域等直接支払制度の中間年評価について

(2) 平成20年度予算の拡充要求について

4. 閉 会

午後 3時00分 開会

○中山間整備推進室長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第25回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私、事務局を務めます中山間整備推進室長の内田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

この会議の議事進行につきましては、通例により佐藤座長にお願いしたいと存じます。

それでは座長、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 皆さん、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議は遅くとも16時50分には終えたいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、今日は小田切委員、それから乾専門委員並びに永田専門委員がご都合でご欠席でございます。

では、まず始めに当たりまして、農村振興局長よりごあいさつをお願いします。

○農村振興局長 農村振興局長の中條でございます。第25回の中山間地域等総合対策検討会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、本日ご出席の委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。また、皆様方には、中山間地域等直接支払制度の推進につきまして、日ごろから貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

本日は、お手元の資料にもございますように、議題としまして、中山間地域等直接支払制度の中間年評価についてと、平成20年度予算の拡充要求についてを予定しております。このうち平成20年度予算の拡充要求につきましては、去る8月31日、当省での省議をもちまして、平成20年度予算概算要求として決定したものでございます。この概算要求では、品目横断、米政策改革、農地・水・環境保全対策という戦後最大といわれている農政改革の推進、それから、これと対を成します農山漁村地域の活性化方策等を重点事項としまして、施策の展開を図ることとしているところでございます。

私どもの局におきましても、省全体の流れに沿いまして担い手への農地の面的集積の契機となります基盤整備事業の推進や耕作放棄の発生防止・解消へ向けました取組の推進など、農政改革を推進するための基盤づくり。都市と農山漁村の共生対流の促進、農地・水・環境保全向上対策、さらには本日の議題であります中山間地域直接支払の着実な推進など、地域資源を生かした活力と潤いのある地域づくり。そして、バイオマス利活用の促進、生物多様性の保全向上に対応しました基盤整備の実施などによります農山漁村からの地域

環境問題への対応。この3つを柱としまして、各種施策を重点的、かつきめ細やかに実施できるような概算要求をしたところでございます。

とりわけ、本日の議題であります中山間地域対策の柱でございます中山間地域等直接支払制度につきましては、限界的集落等への支援、それから災害防止加算の創設などを拡充要求したいと考えておりますけれども、この点につきましては後ほど担当の方から詳細なご説明をさせていただきたいと思っております。

また、本日の検討会におきましては、来年6月末の取りまとめを目途に間もなく実施いたします中間年評価の具体的な進め方、それから平成20年度の拡充要求につきましてご意見を賜りたいと考えております。皆様におかれましては、限られた時間の中とは思いますが、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りまして、実りのある会議とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に事務局からお手元の配布資料の確認をお願いいたします。

○中山間整備推進室長 本日の配布資料でございますが、お手元の資料、まず、上から本日の議事次第、続きまして委員名簿、それから本日の配布資料一覧、次に資料1「中間年評価について（案）」、資料2「中間年評価の全体像」、それから資料3としまして「集落、市町村、都道府県評価の概要（案）」、資料4としまして「中間年評価等の検討スケジュール（案）」、資料5としまして「平成20年度予算の拡充要求」、それから、参考としてお配りする資料になりますが、「中間年評価等実施通知（案）」、最後に「試行調査を踏まえた中間年評価等のイメージについて」になります。

以上の資料でございますが、漏れ、抜け落ち等はございませんでしょうか。

○佐藤座長 では、お手元の資料は整っているということですので、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、ただいまの農村振興局長のごあいさつの中で詳細にご説明がございましたが、お手元に配布してございます議事次第にありますように2つの議題がございます。

1つは、中山間地域等直接支払制度の中間年評価についてでございます。2つ目は、平成20年度予算の拡充要求についてでございます。それぞれ順次事務局からご説明いただき、そして皆様方のご意見を賜りたいと思っております。

それでは、まず議題の1に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○地域整備課長 地域整備課長の仲家でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

中間年評価につきましては、前回、6月の委員会でも基本的なイメージを説明させていただき、ご意見等をいただきました。その後、私どもも内部で検討を行い、さらには、実施方法、内容等につきまして、事務的なボリュームの話とか、時間的な作業の中身とか、実際の農家の方にやっていただくということもありますので、地元で混乱なく円滑に進むようなやり方、そして必要な項目等について府県の担当の方と数回に亘り議論を行い、そして、全国の県の方にも確認をしながらここまで整理をさせていただきました。その上での今日の資料ということでご説明をさせていただきます。

資料1でございます。これはおさらいということになります。今回の中山間地域等直接支払制度の中間年評価につきましては、実施要領に基づいて、この第2期対策の中で位置づけられており、資料の左側にありますように、実施要領の第13で交付金交付の評価は、中間年評価及び最終評価を行うことになっております。今回はこの中間年評価ですが、これは最終評価と同様、まず2項で市町村長が評価を行い県に報告する。そして、3項ですが、県知事は、市町村からの報告内容を受けて、中立的な第三者機関において検討・評価を行い、それを国に報告する。そして、国は、農村振興局長が県知事からの報告を受けて、中立的な第三者機関において検討・評価する仕組みになっております。

また、要領の運用には、具体的な評価の時期、スケジュールとやり方について書いてございます。第18の1の(1)ですけれども、中間年評価は、20年6月末までに実施することです。そして2項で、評価は、ここに書いてあるような事項について行うということです。そして3項として、市町村長は、この中間年評価において、協定で規定した取組が不十分な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の返還等の措置を講ずることとなっています。これは、もう改善が見込めないとこの時点ではっきりしたものについては、この規定により交付金の停止もしくは返還を措置していただくということです。

ただ、我々としては、今回の中間年評価において、もし仮に取組が十分でないところがあつたとしても、この時点でしっかりとフォローアップをして、最終の目標が達成できるようにサポートする、すくい上げることが趣旨であって、ここで切り捨てていくということではなく、逆に取組の幅を広げて、引き続いて地域で取組を続けていっていただくという趣旨でございます。こういう規定はありますけれども、我々は、しっかりとこの時点で、少し弱まっているところについては背中を押す方法をしっかりと考えていきたいと思っております。

そこで、評価項目については、これを受けて資料１の右側に書いてあるような協定の事項について確認をしていただくということになっております。

資料２を広げていただきたいと思います。これが中間年評価の全体像ということで整理をさせていただきました。左側から、集落段階、市町村段階、県段階、国段階となっております。

先ほど要領にありましたが、今回の評価につきましては、規定上市町村が行い、県が行い、国が行うということで、この４つの縦の欄の右の３つが定められております。ただ、今回、私どもは、集落段階の協定の当事者においてもこれを機会に自己点検をしていただいて、それを受けて、この規定に沿って中間年評価をやるということがいいのではないかと考えました。要は当事者が再認識していただいて、活動がマンネリ化してしまい結局何を目指に自分たちはこれを行っているかということが余り意識されないまま続けるというのではなくて、この時点で自分たちの活動をもう一度原点に戻ってしっかり確認をして、今の現状がどうなのかということをも自分たちでも評価、自己点検するという仕組みを今回、これは規定にはありませんが、入れることにしました。

まず、集落段階についてですが、検討・評価の主体は、協定の代表者の方に基本的にやっていただくことにしています。自己評価、自己点検をやっていただき、評価の目的のところがありますが、協定の見直し・改善なり、取組の再認識・確認をしていただくということになります。そして、評価の対象は、必須と選択とありますが、協定に定められた事項について今どこまで達成してきているのかということについて、それぞれの協定の項目ごとに点検をして、自分たちで確認していただきます。そして一番下ですが、評価の方法、これはまさに自己評価、自己点検ですけれども、今回中間年の19年ですから、今時点で実施状況がどこまで達しているか。目標値が決められているものについては、最終年が５年目になるわけですので、中間年時点としては、その数値の半分というのを一つのメルクマールにして、それと比較して現状の取組がどこまで来ているか、それを超えているか超えていないかというようなことを確認することになります。そして、それを踏まえて最終の21年度、２期対策の最後の年までに、最終目標に達することができるのか、できないのかという見込みを自分たちで考えていただく、点検していただくという趣旨で集落段階での自己評価をやっていただくというのがまず第１段階です。

その結果を市町村に報告し、次に、左から２つ目の欄になりますけれども、市町村長がそれらを踏まえて評価をする。ここから要領に基づく手続に入っていきます。評価の目的は、取組に課題のある集落協定を明確にして、必要な指導・助言を実施し、課題を明確に

していくということです。

評価の方法ですが、点線で赤枠と青枠がありますが、赤枠の集落協定等の評価は、個別の協定の中身、1つ1つの協定について確認をしていただくことになります。評価は、客観評価ということで、集落が実施した評価、つまり自己点検した評価結果を踏まえて、これらの協定を「優良」、「適当」、「要指導・助言」、「返還」の4段階に区分し、管内全部の集落協定等について評価をするというものです。

あわせて、青枠ですが、制度の成果と課題について、今度はそれらを押しなべて市町村全域で整理していくことになります。要は、出来が良いところがたくさんある市町村は、市町村としての指導もこのままで良いだろうということですし、なかなか十分ではない地区が多いということになると、自分たちの指導の仕方にも何か問題があるのではないかなというようなことを、市町村なりに自己点検して、その後の指導・助言のやり方等につなげていくということで、市町村段階の評価をするということです。

次に、市町村が評価をした後は、今度はそれを、次の右側の欄の県に報告します。県は、先ほど申しましたように、知事が第三者機関において検討・評価していただくこととなり、ここでは第三者委員会が入ってきます。県は、市町村から上がってきた評価の内容について、県下全域を見渡して、市町村別で取組の差異がないかとか、課題がどこかに固まっていないかとか、県としての指導の内容に何か改善点がないか、それから制度で何か今後改善すべき点はないか、そういうようなことを県下全域の視点から評価をしていただくということになります。

また、その評価の方法については、市町村報告に基づく客観評価ということで、市町村が評価してきた内容について県全体で評価をする。そして、その下の青枠の制度の成果と課題についても、今度はマクロ的な効果、県全域での効果について評価をしていただくように考えております。結果については、県の第三者委員会で検討・評価していただいて、それを国に出していただき、国は、農村振興局長が第三者機関において総括して検討・評価することになります。

なお、スケジュール的には、集落の自己点検と市町村段階については今年の12月末までにこれらの作業をしていただいて県に報告していただきます。12月末までに県に上がってきたものを県が内部で評価をするのは、1月から3月末までにやっていただくことになります。そして、その結果を国に出していただいて、国は、要領の規定上の6月末までに評価を行うというような段取りで、これらの全体の中間評価を詰めていきたいと考えております。

続いて、もう少し具体的にご説明させていただきたいと思います。資料2と資料3を見比べながらいいかと思いますが、資料3の1ページをお開きください。

集落段階の自己評価、自己点検についてはどういう形でやるかということが1ページにあります。1、2、3は、先ほどご説明しましたが、4の評価の方法については、19年度、つまり現時点までの評価を「○」「△」「×」で評価していただこうと考えています。例えば、「自分なりにちゃんとできている」として確実に実施、または、平成21年度までの目標の半分ぐらいまでできているというものは「○」「△」というのはいくつかあるけれども、まあまあそこそこ来ているもの「△」「×」というのはいくつかあるけれども、19年度時点の現状について評価をしてもらうこととしています。

そして、そういう現状をまず認識をした上で、4の(2)ですけれども、最終評価である21年度までに目標が達成できるかできないかという将来見込みを評価してもらうことにしております。例えば、今後しっかりやって21年度の最終年度までに目標をしっかり達成できるというように自分たちが考えれば「○」、今後の実施または達成にちょっと課題があるが、何らかの手当てなり指導なり自分たちで少し考えなければならないというようなもの、少し自分たちで努力しなければいけないというものは「△」として、もうこれは難しいというような場合は「×」ということを自己評価していただくということになります。

これについて、実際、現場でやっていただくのは、次の2ページに自己評価票の記入例を添付しております。これはイメージで、本体は参考の方に全部そろっていますが、それを抜き出してあります。これが集落の自己評価票ですが、下の表には取組内容が色々書いてあります。取組内容欄では、集落マスタープランとか耕作放棄の防止の活動とか、水路・農道の管理とか、大括りの分類になっており、その中にまたいろいろな具体の活動項目がそれぞれ書かれております。

そして、当該協定の中で取り組んでいる活動というのが、この票の真ん中に「該当の有無」という欄がありますが、ここにいくつかの「○」がついています。この「○」がついているところは、「あなたの協定ではこの活動をやることになっています」というのを、市町村の方で「○」をつけてお渡しすることにしています。ですから、この「○」が該当しているところについて自己点検で「19年度までの実施についてできているかできていないか」「数値で「H21年度目標を設定している場合は、半分まで来ているかいらないか」というようなことを「○」「△」「×」で本人たちでつけていただくこととなります。そして、その現状を認識した上で、一番右側の欄にH21までに最終目標が達成できるかどうかについて自分たちで見込みをつけていただくというようなことで考えております。これを

市町村に提出していただいて、市町村がこれを取りまとめるということになります。

次に3ページですが、今度は、市町村の評価についてご説明いたします。

市町村の評価は、取組内容ごとに自己評価と同じく3段階で客観的に判断しますから、集落が自己評価した内容と市町村の評価が異なる場合もあるかもしれません。自分たちではよくできていると思っても、市町村から見たら、いやいやそうではないよというようなこともあるし、逆もあるかもしれません。その理由を確認することも大事なことであります。次に、1から3は先ほど説明しましたので省略しますが、4番の市町村の評価をご覧ください。(1)で集落協定の評価と書いてありますが、市町村は集落協定の取組内容ごとの評価結果を別紙2のガイドラインに基づき、集落マスタープランとか、耕作放棄の防止活動とかの大括り分類ごとに「☐」「☐」「☐」「☐」の4段階で評価をしていただくように考えております。

そして、さらにこのような4段階評価をした上で、それらにより今度は協定全体を評価します。協定全体としての取組がどうかという評価を「☐」の数、「☐」の数で評価をします。4の(1)の四角で囲んだ中に協定全体の評価基準が「優₁」「良₂」「可₃」「不可₄」の4段階で評価することとし、この「☐」とか「☐」の数で4段階に区分するということを考えております。

具体的には、次の4ページを見ていただいた方がわかりやすいかもしれません。下の方に取組内容をA、B、C、D、E、Fというグルーピングし、ここに耕作放棄の防止活動とか水路の管理というような大括り分類ごとのブロックで取組内容が分かれております。この票の最初の左側の3つまで、該当の有無、それから19までの実施状況、21目標の実施見込みを「☐」「☐」「☐」で評価します。これを踏まえてといいますか、市町村が今度はそれらの活動について市町村なりの評価をここでしてみます。

ですから一番上、例えばマスタープランというピンクのところに書いてありますが、これは地元ではH19も「☐」、H21の見込みも「☐」と、ちゃんとできている、見込みもちょうどあるというところについて、これは市町村から見ても「☐」だったら「☐」という話になります。同じように、ここの市町村の評価は、ブロックごとに「☐」「☐」「☐」「☐」そして「☐」という4つの評価で区分分けをするということにしております。

ただ、この場合に「☐」「☐」「☐」が客観的な「☐」「☐」「☐」でつけられるのかどうかということで、ここのつけ方をガイドラインということでお示ししております。それが別紙2、その次のページですけれども、複雑でわかりにくいかもしれませんが、模式的に書いております。別紙2に市町村判断基準のガイドラインというものがございます。

先ほどの各活動に対して、協定に数値目標を決めているものと数値目標がないものがあります。例えば、数値の目標があるものについては、表の上の方にいきますけれども、その活動については19年度の今時点の実施状況について、先ほど言った最終年度の数値目標の5割まで今来ているか、それとも未滿かということでもまず現状を把握して、例えば、一番上の方で目標の50%以上までもう今来ている、そこについては、このままいけば、そのまま高い状況でしっかりと取り組めるというのが一番上の欄の方に来て「優良」となります。「優良」というのは非常に高いレベルで活動が行われている場合に「優良」ということにします。その下は、このままでちゃんと基準はクリアするというものについては、そのまま大丈夫となり「適当」で「○」。そして、50%以上今の時点では来ているんだけど、最終目標には少しサポートなり何かしなければ最後まではたどり着けないかもしれないというものは、50%以上の一番下の方に来て行政等のサポートなり、そういうものをある程度することによって改善が見込めて目標まで達成ができるだろうというもの、それは「要指導・助言」、つまり、何らかの指導・助言が必要でそれによって最終目標が達成されるだろうというものは「△」というような形で、「△」「○」「△」「△」としていくことにしております。

その下の50%未滿は、現状はまだ最終目標数値の半分までは来ていない、ちょっとまだ遅れているように見えているところについては、このままいっても最終までいっているということと、助言が必要でいけるもの、助言してもできないもの、こういうものに分けて「○」「△」「×」をつけていくこととし、こういうような形で市町村が先ほどの各活動ごとに4段階評価をして判断をするということでございます。

それで、戻っていただいて4ページですけれども、協定の各活動項目ごとに今のような市町村の評価をしていきます。その場合に、市町村の評価の欄で「△」がつくというのは、何らかの指導・助言が必要であろうと、それによって目標まで何とか頑張っていけるだろうという場合に、その「△」がついたものについてはどういう指導・助言が必要なのかというものを、その右側の欄に書いていただくということで、この上から2つ目であれば「△」で、△、△と書いてあるとおり、上の方に選択したイメージを例示してありますが、そういう指導の内容で市としては助言・指導することによってクリアできるということを書いていただくことになります。

これを全部の協定の各活動についてこのような点検をしていただくのですが、最後に、協定総体としてどうなのかということについて整理するため、一番下に総合評価ということで、市町村評価の活動ごとに「○」の数等で4段階の評価をつけていただき、市町村の

評価として取りまとめていただくことにしています。これは個別の協定ごとに、先ほどの集落協定の自己点検した内容について市町村の目で見、各活動ごと、そしてさらにそれらを総合的に見た協定全体としての評価を4段階区分で整理をしていただくということでございます。

そして、市町村が協定ごとにこういう整理をし、さらに市町村全域で見、市町村の中には1つの市町村で協定が10も20、場合によっては100とか200とかある市町村もありますので、それらを全体として評価をし、総合的に取りまとめていただくということで、市町村の評価書というものを作成していただくことにしております。

参考資料に実物のデータ記入様式がついております。1ページ目に様式の1から書いてありますが、30ページを見ていただきますと、様式の2-1というところに市町村中間年評価書、A町ならA町が先ほどのような個別の協定ごとの判定をして、それらを総合的に、その町としてこの取組に対してどうかという評価書を、1市町村に基本的に1枚という形で、ここに書いていくということです。

31ページと32ページはその参考資料ということで、特に助言・指導が必要な協定が自分の町の、例えば、50協定自分の町にあるうちに、指導・助言が必要なものが協定ごとに出てきますので、どういう指導が必要な協定が幾つあるかというのをこの31ページでは整理をしていただきます。そうすると全体像が見えてくるということになります。さらに、32ページは、あんまりこういうことがあっては好ましいことではないのですが、返還とか、もう達成ができないとか、そういうようなことがもしあれば、それが何協定ぐらいあるのかというようなことを、これで総括していただくということです。

ですから、この30から32ページの3枚が市町村としての全体の評価書ということになります。これを先ほどの個別のものを含めて整理をして、県の方に提出していただくということになります。

資料3の6ページに戻っていただきまして、それを今度は県に提出します。

今度は県段階で評価するというのでございますので、ここで今市町村から出てきた総合的な市町村ごとの評価結果、そして個別の結果の総合整理したもの、それらを含めて県全体で課題や成果の整理などをやっていただくということになります。この県の方の評価についても、中間年評価書というものをつくっていただきますが、それは先ほどの参考33ページに、県の中間年評価書のイメージをお示ししております。

県は、県全域を見渡して市町村単位で見、「優」がある協定がたくさんある市町村か、県全体で指導とか助言の仕方で何か改善すべきことがないかとか、今後制度の運用とかに

ついて必要なものはないか、そして効果としてどういうことが上がっているかというものを、県の中間年評価書という形で全体を総括していただいて、そして、それを国の方にまた上げていただくということを考えております。

少し細かくなってしまいましたが、それが先ほどの資料2のA3の紙の集落段階、市町村段階、県段階でどういう形で評価をしていくのかということの具体的なイメージです。

中山間地域等直接支払制度の取組は非常に多岐にわたっておりまして、これをどう評価するかということについては、私どもの中の議論だけでなく、県の方の意見もいろいろ聞いて検討してきました。ただ、数が2万8,000協定ほど全国でありますので、それをいかに客観的な形でマクロ分析して、効果とか課題を収集するかということになると、やはり先ほどの「○」か「×」とか、ああいう形で切っていくと、最後取りまとめが非常にしにくい、これが本当に最適かという部分はあるかもしれませんが、あいまいな形で定性的な文章で書いていただくと、後で非常に分析が難しくなってしまうので、なるべく分類がしやすい、後で分析がしやすいということを考慮して先ほどのような形にさせていただきました。その中身については、県の担当者の方に、実際にそれを市町村におろして集落の方に話をしたときにそこまでできるのかどうかとか、そういうことが書いていただけるのかどうかということを聞いて、それを数回繰り返しまして、この程度なら大丈夫だし、逆に県の方はこの程度やらないと、やっぱりこの施策はしっかりとこれから効果を示していくにはこういうことをやっていった方がいいというご意見もかなりありましたので、我々はそれを心強く受け取って、このような形でお願いをしようということで整理をさせていただきました。

それとあわせて、資料2の一番下ですけれども、アンケート調査の実施というのも位置づけております。協定ごとの評価は、先ほどのような形で整理をしていくこととなりますが、一方で、なかなか、評価だけでは見切れないようなことについては、アンケートで補足しようということで今回予定をしております。対象は、集落協定の代表者ですから2万8,000協定の代表者の方全員にお願いしようと考えております。抽出してはどうかという意見もありましたけれども、県の方のご意見も踏まえ全員にお願いすることにいたしました。

このアンケートの内容についてですけれども、これは資料3の7ページをご覧ください。これは国がアンケートをつくって配ることになりますが、7ページの3で、対象はすべての協定の代表者とすべての市町村になります。2万8,000協定の全員の方と市町村は約1,000程度あるかと思います。アンケートは協定代表者用と市町村用とは少し設問が異なる部

分もありますが、おおむね似たようなことを調べます。調査の内容のところに書いてあるように耕作放棄の抑制等、ここの4つについてこのようなことを聞くということです。協定の代表者にアンケートを書いていただく場合、なかなか農家の方なのでうまく書いていただけるかどうかということがあるので、できれば市町村の方が伺って聞き取りながら書いていただくとか、市町村の協力を得ながら記入をしていただくよう考えております。

次の8ページですけれども、アンケート調査の項目ということで大きく6グループぐらゐに分けておりますが、施策の効果としては、耕作放棄の発生防止、集落の活性化、多面的機能をまず施策の柱としておりますので、この部分を聞いてみようかと考えております。

また、前対策との比較については、今回2期対策目でこの委員会でもご議論いただいて、対策の仕組みを少し変えております。ですから、前対策との比較もつかめるところについては、この中で聞き取りたいということでございます。

そして、協定締結に至る経緯については、これは前回もご意見ありましたが、要は協定をつくる過程が非常に大事だろうというようなことで、ここのところに入れてあります。特に、この中では、耕作放棄とか活性化については、質問の回答のところであるべく定量的な整理ができるような聞き方をして集計することによって、なるべく客観的な数値的なものが見えるような形にしています。

1の耕作放棄の発生防止のところでは、特に、鳥獣害について最近非常に重要といたしますか、中山間では大きな課題になっておりますが、そこについて中山間地域等直接支払制度が非常に効果があるという声が聞こえておりますので、その辺についてのアンケートもしようかと思っております。

2の活性化のところについては、話し合いとかそういうことも当然なのですが、最近の集落間連携とか、直売とか販売とか、そういう農業から派生した色々な経済活動についても、これを機会に取り組んでいるところがあるので、そのような効果についてもこのアンケートで聞きたいと思っております。

4の前対策との比較のところでは、これにかかわっている方々はどういう方々がいるか、特に、女性の方がどのようにかかわっているのか、年齢層はどういう方が主役でやられているかということについても、前対策との比較の中で、中心的なリーダーといたしますか、動いている方というのはどういう方かということもここで聞くことにしています。

以上のようなことを、このアンケートの中で協定代表者の方と市町村にお願いして整理、補完的な資料にさせていただきたいと思っております。

具体のアンケートは、参考の方にありますので省略させていただきますが、このアンケ

ートの趣旨はそういうことで今回させていただくということで考えております。

それでは、内容につきまして、また後でご質問の方でもしあれば議論させていただくということで、資料4のスケジュールを説明させていただきます。

中間年評価については前回6月22日にご説明させていただき、ご意見いただいたものを今回反映しながら整理をさせていただいたところです。9月14日、本日の第25回の委員会で、今日ご説明したような内容で進めるということについてご理解いただければと思っております。

それと、これは前回なかったんですが、10月、11月に、26回、27回を開催し予算についてご相談をさせていただきたいと考えております。これについては後で、2つ目の議題になりますので、先ほど局長からお話ありましたが、20年の概算要求が8月末に取りまとめて出されたのですが、その中で中山間地域等直接支払制度についても、一部拡充といいますが、活性化に寄与するような形でできるものはないかということで検討して、盛り込んでおりますので、このことについても、予算編成過程の中でこの委員会としての考え方も取りまとめていただければということをお願いをしたいと思います。これは後ほどもう一度改めて説明させていただきます。

その後ですけれども、今日ご了解をいただければ作業を開始して、12月末までに先ほどの市町村の評価が県の方に出てくるということになります。来年の2月には、この中間年評価についての、今度は国として、この第三者委員会でどう中間年評価を整理し、効果なり課題、そして次期対策なり、最終評価につなげていくかという考え方なり、そういうものをご議論をいただきたいと考えております。そして、そこで一定の考え方を整理した後、3月末までに国の方にすべての資料が上がってきますので、それを事務局で整理をいたしまして、6月までに中間年評価を行うということが規定されていることから、そこまでに整理をさせていただき、この委員会で評価として取りまとめをいただければという予定を考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

中間年評価の方法、それから評価のための調査の内容ということで、かなり詳細なご説明をいただきましたが、どなたでも結構ですので、ご質問あるいはご意見がありましたら、お願いいたします。

○松田委員 手順のことで教えていただきたいんですが、このシステムティックな評価枠組みの中で、市町村の果たす役割というのはとても大きく大変なんだということがわかり

ました。資料のことで教えていただきたいのですが、市町村評価票での指導・助言の内容についてですが、イメージのほうでは右の四角の中に複数選択可となっているんですね。ところが、後ろの参考の資料のほうでは、複数選択可として3つまでと括弧に入っています。私は3つまではおかしいと思うのですが、これはどちらが正しいのかということが一つ。

もう一つは、先ほど集落協定の評価が上がってきたものを市町村が評価なさるというときの手順がわからなかったんですけれども、集落協定の側からこの評価票1枚のほかにもいろいろな資料を上げてくるんですか。それを見て市町村の方は総合的に「○」だ「△」だ とつけ直すということですか。それとも一応評価票だけ上がってきて、その範囲内で評価なさるのでしょうか。というのは、具体的なところから定量的なところに転換するとても重要なところだと思うんです。

○地域整備課長 1点目の指導・助言の内容ですが、参考資料の16ページの市町村が評価する、個別で出てきたものについて指導・助言が必要な場合に、この16ページの右上のところに複数選択可で3つまでと書いてあって、この中から一応、私どもとすると、これは1つの活動についてだけですので、あんまりたくさんあると総花的になって見えにくくなるかなということで、一応我々としては3つとして制限をかけたということです。

それと、市町村は、これまで協定に対する色々な指導をやってきておりますから、自分の市町村の協定については、担当なところまで、取組がうまくいっているかいないかということがこれまでの関係の中で理解がされていると思います。そういうこれまでの市町村と集落の関係も含めて、そして実際に自己点検したものを、そしてずれがないのかとか、自分たちが思っているのと市町村が思っているのが一致していれば、それは同じ共通認識でいいし、ずれている場合は逆にその違いを見つけて、実態はどうなのかということとをそこで議論をしていただいて、今後どうしていったらいいのかということを考えていただく、評価書1枚だけではなくて、これまでのいろんな協定の活動を見て総合判断していただくというように考えております。

○松田委員 市町村の方のご努力がすごく大事だということがわかりました。

それから、3つに関しては、先ほど集計が面倒だからというお話があったように思いますが、この点に関してはアンケートのほうでまた申し上げます。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○服部委員 中間年評価をやるというときに、ではどういうぐあいにやるのかなと思っていましたね。それから、なかなか難しいことだから、どの程度の意味があるかなと思っ

ていたのですが、今回の提案を見てみまして、大変、私、感心したというか、なるほどなと思ったような次第です。

まず、その集落段階で自己点検、自己評価をすると、大変いいと思うのです。それと、関係ないですけども、私、学部長をやっていて、こういう評価という問題が大学でもあって、やはりそれは一番難しいんです。その場合でも自己評価が基礎になるということでやってまして、この場合でも実際に行っている集落がまず自己点検、自己評価をすると、これがベースになるというのは大変いいと思います。先ほどお話があったように、たしか最初に出された6月段階ではこれがなかったんですね。これが入ったことは、私大変大きく評価したい。本当にこれが大事だなと思うんです。その上に立って市町村が、基本的に同じ内容に関して市町村自体がそれを評価すると、こういうふうに書いてあると思うんですね。さらに、それを県段階、全国段階と積み上げていく。こういう形でやれば意味がある評価になるのかなという感じがしました。

それから、さらに、アンケート調査によって補足するということでしたが、これも大変いいと思ったんです。しかも、これはサンプルじゃなくて集落全数やるということで、時間はかかりますけれども、まさにそうでなければいけないと思うのです。そうすることによって、本当にこの制度を今後充実したものとして継続させていこうということがよくわかります。細部についてもいろいろあるかもしれませんが、私は6月段階でよくわからなかったところがあったのですけれども、こういう形でやるとなると大変意味があるものじゃないだろうかというふうに思っています。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

○守友委員 この協定を自己評価することは、私も服部先生と同じで大切だと思います。評価票をつくるのが大変だったろうと思いますし、また、見直すということは非常に重要ですから、集落で自分たちでどうなのかということをもう一回考えてもらう話し合いのいい機会になると思うのですね。

少し細かいことになるのですが、この集落協定の自己評価票というのは別紙の様式1 - 1、12ページにあります。この自己評価の記入例、これは集落の方にこの記入例をお見せすることになるのでしょうか。

○地域整備課長 そうですね。

○守友委員 それで、横に無記入というか、該当の有無だけをつけたものを集落の方に見せて、その上で自分たちで「○」か「 」をつけていくということになるのでしょうか。

○地域整備課長　そうです。該当の有無だけは市町村の方でつけておいて、右の2つの欄について協定の代表の方につけていただくという考えです。

○守友委員　そうすると、非常に細かいことで申しわけないのですが、私の方でイメージがよくつかめないのは、例えば、この記入例の一番上のところ、賃借権設定・農作業の委託というところがございすね。これは19年までが「　」で21年が「○」になる。つまり19年では5割いっていないけれども21年までには頑張ろうという話で、ここは大変よくわかるのです。

しかし、実は先ほどまで栃木県内の限界集落に入りまして鳥獣害の話、熊だ猿が出るとい話を聞いていたのでちょっと気になっているのですけれども、次の13ページに鳥獣害対策というのが真ん中あたりにありますが、このイメージがよくわからない。何で「　」が最初についていて、その後ろが「×」なのか。これはどういうことを意味するのか。先ほどの賃貸借についていえば「　」から「○」に上がっていくというイメージは非常によくわかるのです。これは何なのか。

つまり、こういうのを例示として示すと、集落の方はこれ何かというふうに注目すると思うのです。鳥獣被害は非常に多いですね。ですから、例とすればどういう意味なのかなと思って、ちょっとお教えいただきたいと思います。細かくて申しわけございません。

○地域整備課長　この票の「○」、「×」は、例示させていただいたものですが、実際に協定にお願いするときにはここはつけていない形でいくんだと思うんですね。

○守友委員　この事例ですと、左側だけ「○」を付けて、右側は空欄ということですか。

○地域整備課長　右側は空欄でいくんだと思うのですけれども、誤解を与えかねないので、この例示については少し考えたいと思います。

○守友委員　この事例をつけるとすれば、少し誤解を与えてしまうのかなという気がしました。

○事務局　申しわけありません、例示としては少し不適切だと思いますが、鳥獣害が非常にひどくなって、今後このままでは集落といたしましてはもっと増えてしまうぞと、こういうふうに思って地元としては「×」をつけたというようなイメージで書かせていただきましたが、誤解を与えますので、修正をさせていただきたいと思います。

○守友委員　すみません、私もどう書いていいかわからないのですけれども、ただ非常に深刻で、実は今朝も現地で鳥獣害の話をさんざん聞かされて帰って来たところでございますので、ここへ記入する方が多いと思うのです。そのときに、この例だと何かよくわからないので、もう少し工夫、どうすればいいかというのは私も思いつかないのですけ

れども、その辺ご検討いただければと思います。

○地域整備課長 わかりました。やってきたけれどももう手に負えなくなってしまったという場合があります得るかなという事例ですが、例示が確かに少し誤解を与えるものになっていました。

○守友委員 細かくて申しわけありません。

○佐藤座長 「×」から「 」にするというのはどうですか、逆にすれば。

○地域整備課長 そうですね、「×」から「 」の方がわかりやすいですね。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

○松田委員 補完的にアンケートをなさるというのは大変重要なことですし、大事なことだと思って資料として期待できると思います。ただ、アンケートの中で1カ所、少し細かいというか、専門的過ぎるのかもしれないんですけども、やはりとても気になるところがありましたので申し上げさせていただきたいと思います。先ほどの3つか全部かという点にかかわるんですが、市町村用のアンケートの39ページです。

これは、「平成17年度からの新たな対策で、有効と思われるものは何ですか」、市町村の方にそれぞれア、イ、ウに関して3つ以内で回答してほしいとしているんですね。先ほどの3つは、市町村の方がアドバイスの内容を書くときのいわば手がかりとして事例としてたくさんあった中から3つあげるというのは理解できます。しかしこの場合はアンケートですから選択肢なんですね。そうしますと、たとえばアの中で7つの選択肢があります。この中で実は5つ「○」がつくんですけども、3つだけ書くという方もいるわけですよ。もちろん1つしかなくて1つ書くという方もいる。もしそれを複数回答として集計なされると、これは妥当じゃなくなるんですね。方法は2つあって、どうしても3つにしたかったら、上位から3つ書いてくださいとお願いするんです。その場合、集計しやすいのは1番だけなんです。なぜならば、その3つの組み合わせはものすごく多くのパターンがあります。マジョリティの組み合わせは数個だと思いますが、理論的には多い。そのすべてを分析する時間はないと思います。

もう一つの方法は、すべてに「○」をつけてくださいとすることです。これですと、ちょっと集計の手間が多くなるかもしれませんが、その方が実態は、おつけになる方の気持ちはくみ取れるんじゃないかなと、正確にくみ取れると思います。

○地域整備課長 そこは非常に中で悩んだところでして、最初は回答者が思ったとおりに、今先生のおっしゃったようにつけていいのではないかと。ただ、結構「○」がたくさんに

なってしまうのではないかなというのがある、そうすると分析するときに非常に見えにくくなってしまうかなと。3つというのは先生が言われた上位3つというイメージで、一番この中で寄与しているものがどれかという意味の3つなので、表現が適切でなければ上の3つと書けばよかったのですが、内容は今先生がおっしゃった前段の上位の3つをこの中から選択してくださいということなのです。

○松田委員 アンケートの後ろの方のほかの質問では、すべてに「○」をつけてくださいと書いてあって、ここだけが違うので気になったんですね。上位3つが一番やりやすいと思いますけれども、その場合、使えるのは1番だけだということになります。

○佐藤座長 どちらがいいですかね。

○松田委員 私は全部がいいと思います。全部をやってもものすごい分布になって、ちょっとしか「○」がつかないのもあるかと思うんですけども、今度それをたぐっていけば、全協定、全市町村ですから、どこの市町村かということはわかるんですね。そこから、例えば事例調査をするということもできると思います。1つに「○」をつけてくださいというと、「○」をつける方はつけにくいと思いますので、1位、2位、3位と誘導して1番をとるか全部かどちらかということになるかだと思います。

○地域整備課長 これは決めかねていたんですね。今のような話であれば、もう全部思ったとおりにつけていただくというのも一つで、それを全部まさに分析をして、分布がどうなっているかですね。最初は確かに我々そうしようかなと思っていて、内部で議論して選択にしたんですけども、どうでしょうか。

○内藤委員 私たちもよくアンケートを受けるんですね。それで、今先生おっしゃったように幾つでもという方がつけやすいんですね。その中で3つとか2つとか言われますと、これとこれのうちどうしようかなという部分がありますので、できたら、もう最後そのところが迷ってしまいますので、できたら全部興味があるところはつけていただいた方がよろしいのではないかと思います。

○佐藤座長 では、該当するものに「○」をつけるということでどうでしょうか。

○地域整備課長 では、その方向で「○」をつけていただくということにさせていただきますと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

はい、お願いします。

○村田委員 意見というか感想なんですけれども、服部委員初め皆さんおっしゃるように、私もこの中間年評価のやり方、それからあとアンケートですか、大変いいと思います。も

う今からこの結果を知りたいなというわくわく感を覚えるほど魅力的な、特にアンケートは楽しいというか、期待しております。

細かいことはさておき、一つちょっと気がかりなのは合併した市町村なんです。市町村の人が評価をする場合、合併した大きい自治体の場合、自分のところで抱えている地域が結構てんでんばらばらになる可能性がある。すごく成果が上がっているところとないところと随分差が出る市町村、差の出る地域を抱えている市町村もあるんじゃないかと思います。そういうときにどうなんですかね。統計的に処理できるのか。そこが少し悩ましいなという感じをしていますが、これはどういうように整理されたんでしょうか。

○地域整備課長 そこは、今委員がおっしゃられたような要素も入り込むのはやむを得ないなと考えました。ただ、私は、先ほど市町村が総括表をつくるときに、例えば、100カ所の協定が必要な市町村を抱えていて、あるところに指導が多い地区が固まっている、よく見たらそれは旧町村のどこどこの、合併する前は別の町だったところで特にそういうのが固まっているとか、例えば、そういうことが市町村の中で、先ほどのような協定全体を見渡して総括的な評価をするときに、市町村漏れなく満遍的に同じような傾向になっているのか、どこか特殊なところに固まっていいところ、悪いところがあるのか、そのことの要素も加味していただけるのを私は期待しているのです。ただ、こちらからの調査の中ではそこまで分解をしてお示しするのは、作業的に少し難しいと考えここまでにさせていただいているということです。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○内藤委員 私も今度のアンケートは非常によろしいと思います。農家の方とのおつき合いもあるんですが、大体いろんなところは農協さんのところが代表してしまうというようなこともあります。ですから、こういった実際の集落の代表者のそういった意見とか、それから反省とか、そういった確認とかいうのは今までになかったことではないかと思うので、私もとてもいいことだと思っております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

先ほどの村田委員の意見はどういうふうにしましょうか。現状では、そういう市町村の中から旧市町村が見えない形になるんですかね。

○地域整備課長 ただ、やろうと思うと、集落は全部コードがついておりまして、旧町村ごとに拾おうと思えばできないことはないのですが、旧町村単位で何か分析をしようというのは、少し検討させていただければと思います。

○村田委員 その具体的なイメージとして、例えば自分の市でなんだけど、旧村の何とか

地区については耕作放棄対策として効果は余り上がってないね、非常に問題あるねと。こちらの隣の旧何とか町はまあまあいい線いってるねというときに、市単位で二者択一を迫られるとつらいんじゃないかな。あるいは統計的にどちらに「○」をつけるのかつけないのか。あるいはどういう表現をするのかによって、最終的に統計処理をするときに効果がある方にカウントされるのか、ない方にされるのか。そのところをどうするのかというのをちょっと心配しているんですけども。

○地域整備課長 市全体として総括的にそのA市が総合的にいい、「○」、「×」、「—」みたいな評価をこの中でやるようにはなっていません。今、村田委員がおっしゃられたような地域別の、同じ町の中でも偏りがある場合には、どのような今後の改善指導の仕方があるかということを書いていただくということなので、その中身を見て、県の方でも今度はそれを受けて評価をしていただきます。そういう過程、過程で今のような話をうまく評価していただくように、これからまた県とか市町村にも少しご相談といいますか、お話をさせていただければいいかなというように思ったりはしております。

○村田委員 でも、考えてみると集落段階のアンケートがあるわけだから、それを拾えばいいわけですね。

○地域整備課長 そうです。

○佐藤座長 今日提示した資料をつくる前には、今までの過程でいろいろな県の方ともご相談していただいてつくったということですので、その辺はそれなりに判断をされているのかもしれませんが。

この件に関しては、ほかによろしいでしょうか、。

どうもありがとうございました。

それでは、2番目の議題に移らせていただきます。

2番目の平成20年度予算の拡充要求について、事務局からご説明をお願いします。

○地域整備課長 それでは、資料5をお開きいただきたいと思います。中山間地域等直接支払制度の説明の前に平成20年度の農村振興局の概算要求の全体像があり、その中で今回の直接支払の拡充がどのように位置づけられているかというのが見えると思いますので、このA3の1枚でご説明させていただきます。

20年度、農村振興局関係のこれが重点事項ですが、大きくこの絵で3つのくくりがあります。農政改革の関係が1番目、2番目が地域資源を生かした地域づくりの関係、そして一番下の3つ目が環境問題の関係と、大きく3つのくくりでやっております。

1番目は、強い農業経営体をつくっていくということで、農地政策改革を今進めており

ますので、その関連の施策。そして、今大きな問題になっている耕作放棄地の解消、5年程度をめどに農業の重要な地域において耕作放棄を解消するという「骨太の方針」に沿った対策を20年からしっかり進めていくというのが1番のところにございます。

2番目の真ん中のところに、農村の活性化、地域づくりの関連予算が盛り込まれております。細かいことは省略させていただきますが、今年の5月に農山漁村の活性化法が成立して8月から施行して、活性化に向けた取組が行われておりますが、さらにこの7月、8月、諸情勢の変化の中で特に疲弊している農山漁村をさらに活性化する方策として、これまで日の当たっていない弱いところ、特に条件不利、そういうところに対して、何らかの施策がもっとできないのかどうかという緊急的な政策課題というのが浮き上がってきましたので、各種施策を今回この中に盛り込んでおります。

その中の ですけども、中山間地域等直接支払制度の拡充ということを入れております。もともと活性化に向けてあらゆる手法を取り組んでいこうということで、これまでも条件不利地、弱いところについては中山間地域等直接支払制度の効果というのは非常に評価もされていて、この手法をうまく使って何かできないのかということを省内で検討した結果、特に、最近話題になる限界集落など、本当に弱いところをどうするのだということも含めて、この中山間地域等直接支払制度の政策手法、こういうものをうまく使って支援しようということを緊急的にですけども省の中で考えまして、今回緊急的に盛り込んだということです。

ただ一方で、この中山間地域等直接支払制度については、やはりこれまでもこの検討会で1期対策、2期対策については制度設計、制度の思想については委員会でしっかりと議論をして、対策期間中の制度というものをつくり上げてきているということですので、基本的には対策期間中の基本的な設計の部分についての変更というのは想定はしておりませんし、そうすべきではないという認識も持っております。ただ一方で、先ほどのようなそういう要請を踏まえて、この中でできるものは何があるかということを考え、基本的なフレームは変えないということで加算的なもの、オプション的なものでこれをうまく使ったものができないかということで今回のようなものを盛り込んでおります。

合わせまして、制度の設計については、これまでも、先ほど申しましたように、この委員会での議論を踏まえて、制度設計なり制度の仕組みを検討しておりますので、本来であれば概算要求を出す前に本検討会でご議論いただくということが筋かと思いますが、大変申しわけなかったんですけども、先ほどの趣旨でとにかく盛り込ませていただき、この中身について予算編成過程、12月までにこの委員会で今回の概算要求の内容について一

定の、この委員会としての整理をさせていただいて、対外的にも説明をさせていただければということで、今日ご説明をさせていただきました。あと年末までに１回か２回ご議論をいただき、取りまとめていただければという趣旨で今回の議題にさせていただきました。

それでは、その次のページに中山間地域等直接支払制度の今回の拡充の概要が書いてございます。

今回３点、拡充をするということで、２番の事業内容というところになります。

２の（１）限界集落等への支援加算ということでございます。限界集落ということに対しては、定義はいろいろあるかと思いますが、共同活動もできない、これから消滅しそうな地域であり、一方で、それを国土保全とか農業の維持とかの観点から放置することはできない地域であると考えてその周辺なり上下流でこの中山間地域等直接支払制度をやっているような集落があれば、そういう限界集落の高齢化が非常に進んで共同活動がなかなかできなくなっているような、そういうところの共同活動部分について、この協定集落の力をかりて応援に行く、そのときにこの応援する集落協定の人たちに対して支援をする、そういう趣旨です。中山間の協定に組み込むというよりは、協定の近くの限界集落の共同活動を支えるために、この手法を実施するというように考えております。

なぜ協定に入れないのかということになるのですが、やはり協定に入れると耕作放棄の活動、生産の維持のほかに多面的な機能の維持とか、色々な取り組みもやらなければいけない要件があります。このため、限界集落の場合は最低限の共同部分のところを何とかこれで支えられないかということで、協定の対象外の限界集落に集落間連携のような形で応援、サポートする仕組みとして一定の支援をするということをこの（１）で考えております。

それから（２）は災害防止加算、これも最近地震なり災害が農村部で頻発しているということから、共助の考えとか、この地域のコミュニティの活性化というものが、災害防止を図っていくうえで、また、仮に災害が起こったときに減災するという意味では、非常に重要であろうということで、特に、今回は地滑り防止区域とか、法定で災害の関係の指定されているような地域、頻発する恐れの高い地域について、この協定の中で農地の災害保全のマップ、よく言われているハザードマップのような、要は危ないところというものをもう一度みんなで見直しをして確認をする。更に、台風とか雨で崩れやすいような地域は、その前に見回りをするような取組をする。崩れかけているところや危ないところはないかとか地域の取組で少しでも災害の発生を抑える、もしくは、発生したときの避難なり、みんなで人災被害を少なくするための計画を地域でつくっていく、そういうような取組をす

るところに対して加算というものを少しできないかというのが2番目でございます。

それから、3つ目の対象農用地の拡大ですけれども、これは今回この制度の基本思想として、協定農地の最小単位というんですか、一定のまとまりのある農用地、団地を一つの基本とするということで、1ヘクタール以上というものを一つの基本にしております。ただ、その1ヘクタールも、例えば、3反、5反、3反の団地がちょっと離れていてもまとまりがあればいいということなのですが、そのまとまりの要件は、耕作者が3カ所に分かれていた場合は、必ず同じ人がどこかにいないといけない、人が重複していなければいけないということになっています。今回の見直しは人が違っていても営農上のつながりなどがあれば認めて、そこを対象にしてもいいんじゃないかというものです。これは、耕作放棄地が非常に小規模な筆の小さいところで発生しているということも踏まえ、耕作放棄地の発生抑制・防止という観点から中山間地域の本当に小さな筆のところであっても、営農連携があれば、一定の要件で整理できれば、そこはよしとしようという趣旨でございます。運用上の取扱いに近いんですけれども、大事なところですので、ここは要求という形でさせていただいているということでございます。

今回の拡充については、この3つということですが、本体の基礎単価とか、体制整備の単価とか、いわゆる本施策の基本スキーム、骨格、思想というのは基本的には変えないで、こういうところについて、時間も余りない中で、できる部分というものを内部で考えまして、今回盛り込んでおります。ですから、今日はこういうご紹介をさせていただいて、次回のときにもう少し背景事情とか、必要性なりを整理、ご説明させていただいて、ご議論いただき、一定の方向性として取りまとめていただければということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤座長 ただいま事務局から説明いただきましたが、これについてご質問、ご意見ございましたらご発言願います。

○柏委員 1番最初の限界的集落支援加算ですけれども、ということは、この集落は限界的集落と、この集落を支援した場合に関しては加算がおりるよというふうに、いわゆる該当集落を決めてしまうわけですね、一定の基準で。

○地域整備課長 そうです。ですから限界的集落の要件づけについては、やはり制度ですから、どのようにするかというのは、これから財務省との折衝の中でどこまでというのはあります。一般的には、例えば、高齢化率が50%以上で共同活動の維持が困難とか、戸数が9戸未満とか20戸未満とか、色々な考え方があるんですけれども、そこについては、こ

れは予算制度としての今回の対象限界集落要件というのをどこまでにするかというのは、これからの折衝の中で決めさせていただきたいですし、それを決めた上で、その対象集落を決めて、あるA協定をやっている集落がBの限界集落と連携をしてその共同活動を支えるといったときに、そこに対して加算をするということを協定に位置づけるなり、集落連携協定のようなものをつくるか、そこはまたこれからの制度設計になりますけれども、そういう形になるかと思います。

○柏委員 その支援する側の方は集落協定でやっているものでしかだめなんですか。それとも個別協定で、例えば建設業の参入なんかでやっているケースもありますけれども、そういった集落協定以外の主体も支援主体としてなり得るんですか。

○地域整備課長 それは一応なり得る予定で今要求をしております。そこは、個別協定も含めて、協定の者が近くの周辺のそういったところを何か応援できないかということで、これからどうなるかはまた色々ありますが、基本的にはそういう発想で今要求しています。

○柏委員 最後で、申しわけないんですが、この支援の内容は資源管理の部分だけですか。それとももう一步進んで受託や全面サービス受託までも、そういうケースは少ないと思いますけれども、そこまでもやりたいというような支援主体がいたら、それは何も評価されないということになるのでしょうか。

○地域整備課長 今のところ考えているのは、最低限の共同活動の資源管理の部分を支えるということで考えています。

○柏委員 わかりました。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○服部委員 事前に資料をもらったときにはこれはなかったと思うんですね。私は、大賛成というか、もう本当にご趣旨に賛成です。具体的内容に関しても、まさにこういうことが大事だと思うんですね。私、こういうことを言っていていいかどうかわからないけれども、この制度の2期目の議論するときに、具体的にここまで出せなかったけれども、私はやっぱりこういう方向が中山間地域等直接支払の拡充として必要ではないのかなという感じを持っていたんです。そのことも提起しましたけれども。

だけど、2期目というのが、構造改革に結びつくような方向でもって逆に行きましたね。でも、それは中山間地域等直接支払という制度の目標等々からちょっと外れているんじゃないだろうかと、これ私の率直な感じだったんだけど、当時の状況からいってやむを得ないかなと思ったんです。今回の提案は、本当に本来あるべき方向に戻ってきて、なおかつそれを具体的に進めるということで、本当に私、これは大事だと思うんですね。

だから、具体的に（１）に関してもお話があって、ちょっと私、そういうことかなと思うところもあったんだけど、さらにこれを具体化させて、ぜひ進める必要があるんですね。特に限界的集落、どこにいてもこういう問題はあるわけです。私、先般、新潟の魚沼、コシヒカリの産地、あそこに３日間ほど調査に行きましたけれども、ああいうところだってやはり山間地を少し行けば、もう限界集落の問題に直面するわけです。ですから、まさに日本全国にこういう問題が起こりつつあるのであって、ぜひこういう方向に中山間地域等直接支払制度の拡充を進めてほしい。私は拡充になると思うんですね、これで見ると。

そして、一番下に予算要求額があって、これは括弧の中が今年ですか。そうですね、そうすると13億円増える分がこれに当たると。13億円、もっとつけてほしいというのが私の感じなんですけど、まあしかし、いろいろあるでしょうから、実質的な方向としては、多分参議院選挙の結果かなと私も思ったけれども、本当にこれは必要だし、大変望ましいことをやられると私は思っています。だから10月、あと２回ぐらいに分けてさらに具体的な内容を出してくれるという話ですけども、私はもうぜひ期待しています。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

では、お願いします。

○内藤委員 私がちょっと心配なのは、この限界的集落というのは将来的に消滅してしまうんじゃないかなというところなんです。上の方にも「担い手の育成等により農業生産の維持を通じて」と書いてありますけれども、大体もう限界のときには後で、そうしますと、その方たちのこれからの生活の維持だけだとすると、一体これはどうなるのかなと、私はそちらの方をちょっと感じました。確かに、私は中山間で生活している方がわかりますから、そういった部分での服部先生がおっしゃったように、確かにそういった直接支払は必要なんですけど、その人たちの後の問題をどうやって考えていくのかなというのが、私はちょっと考えました。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○守友委員 私も今の内藤委員と同じようなことを言おうと思ったのですが、ちょっと別の面からなのですけども、この２．事業内容（拡充内容）の（１）（２）（３）という課題が出ておりますが、順序を変えまして、（３）は現地から一番要望の強かったところですので実現する必要があるのではないかと。ここが何とかクリアできれば協定をやれるのだがという話をよく聞きます。ですから、ここは何とかやっていただきたいなという気がします。

それから、(2) の地滑り地域というのは棚田の地域とほぼイコールな感じがありますので、非常に有効性が大きい気がいたします。ですから、これも重要だと思います。

1 番目の (1) のところなのですけれども、例えば、A という限界集落があって、その近くに B という集落協定を結んでいる集落がある。A というところで協定があるないにかかわらず B という協定集落が A を支援に行くぞというときに、B 協定にプラスアルファをするという、こういうことでございますね。そのときに、ここで先ほど資源管理に限定して農道・水路・法面の管理等と書いてございますね。それで、限界集落をどう支援するのかというと、そこで内藤委員のさっきのお話とクロスしてくるのですけれども、どうも限界集落で聞いている問題は、実はこの農道・水路・法面の管理をという以前に、それをどう維持するかの話し合いの場もないと。昨日、今日と現地でいろいろ話を聞いていたら、ワークショップやったら「久しぶりに会ったな」ということで、「葬式のとき以来だな」という話なのですね。そういう状況の中でどういう支援をしていくのかというときに、これは予算との関係とかいろいろな条件の中でどこまで支援するかということになりますが、これは次回の議論になるかと思うのですが、ここでは農道・水路・法面等の管理をあげていきますけれども、議論のたたき台としてはもう少し広げておいて、暮らしの問題なんかも含めて議論してみる必要があるのではないかな。最終的に、着地させるときにある程度限定せざるを得ないと思うのですけれども、出だしでは、これよりはもう少し広げておいて、その中からこれは無理だ、やっぱりこれは入れた方がいいという議論の立て方をした方がいいのではないかなと思います。その方が (1) の施策が有効に働くのではないかなという気がいたします。

以上でございます。

○佐藤座長 はい。

○柏委員 多面的機能の維持を目的にしてつくられているわけですが、今はこの限界的集落の考え方自体は社会的存続、もちろんこれはとことん追求していくべきでしょうけれども、それと切り離していわゆるマテリアルな部分、農地、地域資源の多面的機能を守るためにやるんだということですよね。ですから、社会的存続は消えたとしても、しかし守らなきゃならないそういうマテリアルな問題があると。それは例えば隣の集落が今までに変わって、社会的に消えていった地域の部分の資源管理までやることをプッシュすることというふうに理解すべきだと思うのですけれどもね。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○松田委員 内藤先生と柏先生のお話、ちょっと私は理解が違ったんですけれども、やっ

ぱり社会的存在としても続けていたきたいという気持ちだと思うんですね。私、最近20年ぶりぐらいに山形県の集落にまた行き始めました鶴岡市に合併してしまった集落なんです、そこで集落協定の組合長さんをしている方がおっしゃるには、もう担えない集落がこの近くにたくさんあるんだ、それは自分としてはいかんともしがたいけれども何とかならないだろうか。とすると、そういうことを聞いていますと、ともかくこの（１）の部分は緊急の対策としてまずは必要なんじゃないかな。それで社会的にうまく存続していくことが望ましいんだと私は感じています。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○村田委員 服部委員がおっしゃったように、この拡充というのは夏の参院選挙と密接に絡んでいるはずでありまして、地域住民の意思がああいう選挙の形であらわれたわけですから、政権がどういう形になろうと、やはり政府としても中山間地域対策をさらに拡充すると思います。こういう制度というのは当然だろうと思うんですね。それがたった13億円なのかなという感じもするわけでありまして、ただ、皆さんおっしゃっているように、ひとつ非常に気をつけなきゃいけない重要なことがあります。拡充はもっとすべきなんでしょうけれども、限界的集落への支援の話がありましたが、検討を生半可でやるとばらまきの形の反撃を食らってしまう恐れがある。せっきくの中山間地域等直接支払制度がまた批判の対象になるとも限らないので、きちんと仕組むというんですか、国民の理解を得られる形が必要です。慎重に、しかし大胆に制度を仕組むべきじゃないかなと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

１つだけお考えいただければありがたいんですが、特に（１）に関して予算要求をするときには一定要件を定めて限界的集落というふうに決めるのですが、そのようにラベリングされてしまうと、される側としては、限界集落なのかと思うのは余りよろしくないの、何かいい呼称をお考えいただければいいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○守友委員 実は、栃木県のある市の限界集落調査ということで市がそういう予算をつけたら、現場からその名前だけは外してくれという声があって、現地に行ったら、「言われりゃそのとおりだけれども、せめて高齢化集落にしてくれ」とかの意見があるのですね。なぜかという、限界集落と言われると、何か、じゃそこで我々はもう切られてしまっておしまいなのかというイメージを受けるといいう言い方なのですね。ですから、定義的にはよく言われているのですけれども、何かちょっと工夫が要るのかなという気がいたしま

す。そして、大変だけれど一緒に支援するところで頑張りましょうという、この辺のところを出す別の用語がないのかなという気がしております。おまえに何か出せるかと言われるとなかなかいいアイデアがないのですけれども、ちょっとその辺、次の回あたりも含めて少しみんなでアイデアを出した方がいいのではないかと思います。

○佐藤座長 ぜひお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。こういう形で拡充をしたいということです。

どうもありがとうございました。

この拡充予算につきましては、先ほど事務局からご説明ありましたようなとおりでございますが、そういう中で先ほどこれもお話がありましたように、今の中山間地域をめぐる社会的な状況も随分変わってきておりますので、そういう中でこの拡充について委員会として見解を出すということでございますので、次回、次々回を含めてこの委員会としての見解をまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上、用意いたしました2つの議題についてご議論いただきましたが、事務局からその他ということで何かございましょうか。

○地域整備課長 特にございません。

○佐藤座長 事務局から特にその他ということでないようですが、次回はよろしいですか。

○中山間整備推進室長 次回の開催予定でございますが、本日、当方から概略をご説明申し上げました平成20年度の予算要求につきまして、より詳しい中身を再度説明いたしまして、また詳細なご議論を賜るといったことで、来月の下旬を目途に考えたいと考えております。

また、次々回につきましても、次回のご議論等を踏まえまして、検討会の最終的なご見解というのを取りまとめていただくために、11月下旬を目途に調整したいと考えております。いずれにしましても、詳しい具体の日程につきましては後日調整をさせていただきたいと存じます。

○佐藤座長 それでは、私の役割はこれで終わります。

あとは事務局でよろしくお願いします。

○中山間整備推進室長 本日は大変貴重なご意見、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。ただいま申しましたように次回、次々回の日程につきましては、また事務局から再度ご連絡をいたしまして調整をさせていただきたいと考えております。

また、本日の議事録の公開につきましても、各委員のご承認をいただく必要がございますので、また改めて確認のご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午後 4 時 3 7 分 閉会